試験施行細則

1. 試験場においては所定の席に着席しなければならない。
2. 学生証を机上の指定された位置に置くことを原則とする。また、学生証を忘れた場合は学務課（長津田・富士吉田校舎は事務課）で受験許可の手続をしなければならない。
3. 試験開始前、筆記用具以外のものはすべて所定の場所に置かなければならない。
4. やむをえぬ理由で欠席をする場合は、試験開始前に必ず学務課（長津田・富士吉田校舎は事務課）に連絡し、原則として診断書等欠席の理由が客観的に分かるものを提出すること。なお、連絡なく欠席した場合は、その試験の成績を０点とする。
5. 遅刻者は原則として受験させない。ただし、やむをえぬ理由（寝坊、試験日時の間違え、具合が悪い(受験に差し支えない程度のもの)はやむを得ぬ理由にはならない）で遅刻した者は監督者が許可した場合に限り、試験開始後２０分以内ならば受験させることがある。
6. 遅刻者に対し当日の連絡は原則として行わない。
7. 試験開始後、指定された時間以外の退室は認めない。
8. 試験を終え指定された時間に退室する者は解答用紙を監督者の指示に従い取り扱うものとする。
9. 試験終了の合図と同時に、解答用紙を裏返しにして机上に置き解答用紙を回収しおわるまで席を立たないこと。なお、これに従わない場合には不正行為とみなされることがあるので特に注意すること。また、解答用紙を提出しない場合は０点とする。
10. 不正行為または同行為とみなされるような行為のあった場合は下記の通り処分する。
    1）当該年を留年とする。
    2）学部長（第1学年においては富士吉田教育部長）は当該者に対し、父兄同席のもとに厳重なる戒告を行い、誓約書を提出させる。
    3）誓約に反し、再度上記の行為を行った者に対しては、各学部教授(総)会の審議を経て学長が停学または退学の処分を行う。
11. その他、試験場では監督者の指示に従うこと。

附　則

1. この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この施行細則の改廃は、各学部・富士吉田教育部教育委員会の審議を経て、各教授会の承認を要するものとする。